

【情報館】・特にことわりのないものは7月1日(火)から申し込みを受け付けます。・費用などの記載がないものは無料です。



**市税の納付は口座振替が便利です**

口座振替は、指定の金融機関の口座から自動的に振り替えて納税する制度です。納め忘れがなく、忙しい方にも便利で安心です。

**口座振替できる税目** ▼個人市民税・県民税(普通徴収) ▼固定資産税・都市計画税 ▼軽自動車税 ▼国民健康保険税

◎申し込み完了の翌月の納期分から振り替えを開始します。

申①届出印②預貯金通帳③納税通知書④市内金融機関に備え付けの「所沢市市税口座振替依頼書」を持参の上、金融機関へ直接

**郵送による受け付け**

電話で収税課に口座振替依頼書を請求し、必要事項を記入・押印の上、金融機関に持参するか、収税課へ返送してください。

問収税課 ☎2998-9073

**交通遺児手当を支給**

対交通遺児(中学生以下)の保護者でその遺児と生計・世帯を共にする市内在住の方

手当額 月額5,000円(子ども1人につき)

◎交通遺児が小・中学校、高等学校に入学する際は、奨学金を支給します

す。また、公益財団法人交通遺児英会 ☎0120-521286では、奨学生の募集も行っていきます。

**交通遺児援護一時金を給付**

対平成25年4月1日以降に交通遺児などとなった県内在住の18歳以下の方

給付額 10万円(1回のみ)

申請期限 8月31日(日)(平成26年10月支給分)

◎申請書は、市役所2階交通安全課 ☎2998-9140で配布しています。

**夏の交通事故防止運動**

実施期間 7月15日(火)～24日(木)

重点目標 ▼子どもと高齢者の交通事故防止 ▼自転車の安全利用の推進 ▼飲酒運転の根絶 ▼反射材の着用促進

問交通安全課 ☎2998-9140

**高齢者を住宅火災から守るために**

住宅火災による死者のうち、高齢者が6割以上を占めています。消防では、高齢者を火災から守るため、80



**夜間納税・相談窓口**

開設日 7月1日(火)・31日(木)、8月1日(金) 午後5時15分～8時

災害、けが、病気、失業などで収入が著しく減り、納期限までに納められないときは、お早めにご相談ください。電話による納税相談も受け付けます。



7月31日(木)は

- ◆固定資産税・都市計画税(第2期)
- ◆国民健康保険税(第1期)

の納期限です

▶納付書に記載された納付場所で、納期限までに納めてください。

問市役所2階収税課 ☎2998-9073

歳の一人暮らしの方を対象に、消防職員と女性消防団員が訪問し、防火に関する診断やアドバイスを行います。対象者には事前に希望調査書を郵送します。

問所沢中央消防署予防指導課 ☎929-9133

問所沢東消防署予防指導課 ☎2998-1192

**麻しん風しん混合予防接種(MR)はお済みですか**

対▼第1期：生後12カ月から2歳の誕生日前日まで ▼第2期：平成20年4月2日～21年4月1日生まれの方

接種場所 市内協力医療機関 保健センター健康管理課 ☎2991-1811

**中小企業設備投資融資利子補給事業を新設**

市内に設置・利用するための設備購入に埼玉県の制度融資(設備資金のみ)を利用した場合、支払利子額の30%(一部40%)を原則5年間補助します。

対次の全てを満たす方

▼市内の事業所において設備を設置・利用するため、平成26年4月1日以降に埼玉県の制度融資(設備資金のみ)を受けている中小企業者 ▼市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる ▼市内に住居登録または法人登記が1年以上ある ▼市税の滞納がない ▼事業に必要な許認可などを取得している

◎詳細は、市HPをご覧ください。お問い合わせください。

**ももづくり企業総合支援補助金**

市内の中小企業者が連携して行う事業に対して補助金を交付します。対次の全てを満たす中小企業者

▼連携事業の代表者である者 ▼本市の住民基本台帳に登録されている個人または市内に本店の登記がされている法人 ▼補助対象事業のうち許

可・認可・登録などが必要な事業は、その許認可などを取得していること、または取得の見込みがあること

補助対象 原則として製造業を営む事業者が参加し、異業種を営む2者以上(同業種の場合は5者以上)の市内事業者が連携して行う

事業 ▼新たな製品・技術・サービスの開発事業 ▼人材育成事業

補助要件・金額などは市HPをご覧ください。

受付期限 平成27年2月27日(金) 問産業振興課 ☎2998-9157へ直接

**市内に工場などを立地する事業者へ奨励金を交付**

対製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれかを営む事業者など

奨励金 製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれかを営む事業者など

奨励金の種類	条件	交付額など
① 工場等立地奨励金	市内に工場などを立地	立地に係る土地、建物および償却資産に係る固定資産税および都市計画税相当額を3年間交付
② 特例子会社設立奨励金	市内に特例子会社を設立	土地、建物および償却資産に係る固定資産税および都市計画税相当額を5年間交付
③ 雇用促進奨励金	①または②の条件を満たし、さらに市民を雇用	1人当たり30万円(限度額300万円)を交付
④ 障害者雇用促進奨励金	③の限度額に達し、さらに障害者を雇用	1人当たり20万円(限度額200万円)を交付

問産業振興課 ☎2998-9157へ直接

市内在業者が障害者を雇用する際の経費に対して補助金を交付します。

**さらに超親切な市役所へ!**

**休日開庁(毎月第2・第4土曜日の午前中)**

7月の休日開庁日 7月12日(土)・26日(土) 午前8時30分～午後0時30分

取り扱い業務	開庁窓口
①転入・転出・転居などの異動届②印鑑登録③住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書などの各種証明書の交付④住民基本台帳カードの申請・交付	市役所1階市民課 ☎2998-9087
⑤国民健康保険・国民年金の手続き	市役所1階国保年金課 ☎2998-9131(国民健康保険担当) ☎2998-9095(国民年金担当)
⑥課税・非課税証明書、納税証明書の交付	市役所2階市民税課 ☎2998-9064
⑦市税の納付⑧納税相談	市役所2階収税課 ☎2998-9073
上記①～⑦の業務	まちづくりセンター(並木を除く)

◎取り扱い業務の詳細は、事前にお問い合わせの上、お越しください。

対▼法定雇用対象の事業者：法定雇用率による人数を超える障害者を新たに雇用 ▼法定雇用対象外の事業者および障害者雇用の実績がない事業者：新たに障害者を雇用

**印紙税の非課税範囲が拡大**

4月1日から領収証やレシートなど金銭または有価証券の受取書に係る印紙税は、記載された受取金額が5万円未満のものは非課税となりました。領収証などの作成時にご確認ください。

問中小企業庁・金融課 ☎03-3501-2876

**国税に関する相談をお受けします**

相談電話 ☎2993-9111 ◎自動音声案内です。相談内容 ▼東日本震災に関する国税の相談：「0」を選択 ▼国税に関する一般的な相談：「1」を選択 ▼個別面接相談の予約など：「2」を選択

**第5次所沢市総合計画後期基本計画(素案)公表方法**

市役所3階政策企画課、同1階市政情報センター、まちづくりセンターで閲覧・配布のほか、市HP(「パブリックコメント」で検索)に掲載

問政策企画課 ☎2998-9027